

教育実習受け入れについては、次の規定を設けています。ご理解とご協力をお願いします。

令和3年度教育実習の受け入れについて

大阪府立八尾支援学校
令和2年3月制定

以下の規定に基づき教育実習生の受け入れを決定します。

教育実習依頼者の条件

1 教育実習生受け入れの条件

- ①特別支援学校教員免許の取得をめざしている者。
- ②学校長・准校長が許可した者。

教育実習依頼の手続き

2 教育実習の申し込み期間

- ①令和2年4月1日（水）～同月24日（金）
（ただし、本校休業日は受け付けない。）

3 承認

- ①受け入れ条件等を考慮した上で、学校長が受け入れを判断し、受け入れの可否については、1週間以内に依頼者に対して連絡する。

4 内諾依頼書

- ①受け入れが許可された者は、内諾依頼書があれば本校まで持参する。

教育実習指導

5 実習期間

- ①2週間（10日）または3週間（15日）
（ただし、開始の曜日が月曜日から始まるとは限らない。）
- ②教育実習受け入れ期間は、決定次第、本校より大学へ通知する。

その他

6 その他

- ①実習依頼者は、オリエンテーションに際し、本校の定めた期日に来校する。
- ②実習生の都合による実習期間の変更については、大学を通してのみ受け付ける。
- ③受け入れ学部、学級については本校が指定する。
- ④いかなる場合も、個人情報保護の観点から本校児童生徒の写真およびビデオ等の撮影は禁じる。